

GLTD制度のお申込み方法

お申込み期間○2019年5月 7日(火)～2019年5月20日(月)
お申込み締切日○2019年5月20日(月)

お申込みは簡単!

- お申込み方法 ○新規にお申込みの方・・・
同封の「加入申込票」に、必要事項を記入し自署欄にフルネームで署名のうえ、ご提出ください。
- 現在ご加入中の方・・・
昨年と同じ内容で継続する場合は自動継続されますので、お手続きは不要です。ご加入内容に変更のある場合(脱退含む)のみ「加入申込票」をご提出ください。

加入資格 ○大日本住友製薬グループの従業員で2019年8月1日時点の満年齢が59才以下で、告知日時点で正常に勤務している方。

保険料 ○同封の「月額保険料のご案内」に、保険料が記載されていますので、ご確認ください。

○保険料は、団体割引15% (被保険者数500名以上1,000名未満) 適用でご加入いただいた場合の保険料です。なお、募集後のご加入実績(加入率、被保険者数、保険金額)等により、保険料が変更となる場合があります。

※保険期間1年の契約で、原則として加入資格を満たすかぎり、次年度以降も継続して加入いただける自動継続契約です。契約内容に変更・脱退のお申出がないかぎり、ご契約は自動的に継続されます。また、継続後の保険料は被保険者および特約被保険者の年齢・保険料率・標準報酬月額等により、変更となる場合がございます。

(ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

保険期間 (ご契約期間) ○2019年8月1日午後4時から1年間

保険料引落日 ○保険料は給与から控除します。第1回目の保険料引落しは2019年8月の給与からです。

税金の取扱い ○払い込みいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除として、他の介護医療保険料控除の対象契約の保険料と合算し、所得税の場合最高4万円が、住民税の場合最高2万8千円が、所得金額から控除されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合があります。

◎保険料控除の取扱い / 2019年3月現在

※健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

※他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入しなかった場合にはご契約を解除することがありますのでご注意ください。

制度内容、お申込み方法など、アフィニティ・コンタクトセンターまでお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先 **0120-257-522**

携帯電話からもご利用いただけます。受付時間 9:00-17:00 (祝日を除く月～金)

お申込み先・締切日 **2019年5月20日(月)**
ジャパン・アフィニティ・マーケティング株式会社 必着
※同封の返信用封筒でお送りください。

保険商品正式名称○団体長期障害所得補償保険

引受保険会社○ **あいおいニッセイ同和損害保険株式会社**(幹事会社)
〒530-8555 大阪市北区西天満4-15-10
関西企業営業第一部 営業第二課 担当/藤森

日本生命保険相互会社(非幹事会社)
〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12

取扱代理店○ **ジャパン・アフィニティ・マーケティング株式会社**
〒530-0001 大阪市北区梅田2丁目2番22号
ハービスENT オフィスタワー 24階
担当/飯田・三上

この保険は大日本住友製薬株式会社を保険契約者とし、大日本住友製薬グループの従業員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。なお、このパンフレットは団体長期障害所得補償保険の概要を説明しています。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(大日本住友製薬株式会社)に交付されます。

この保険契約は2社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独個別に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。

(2019年4月承認) A19-100113

大日本住友製薬グループのみなさまへ
2019

GLTD 制度



親介護一時金支払特約

親が所定の要介護状態になったとき、一時金を受け取れる特約です。詳しくは別紙チラシをご確認ください。

GLTD制度は、病気やケガで働けなくなった場合、

最長で60才まで収入を補償する制度です。

GLTD制度のご案内ムービー

携帯電話で読み込みアクセスしてください。(通信料がかかります) ログイン画面のID・パスワード入力欄にはそれぞれ「GLTD」とご入力ください。



よくあるご質問

ID・パスワード「GLTDQA」



あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

GLTD制度のご案内

当社には、病気やケガで働けなくなった場合、休暇・休職の諸制度や傷病見舞金等の支援があります。

しかしながら、今般みなさまがより安心して働いていただくために、会社として何ができるかを考え、ケガや病気が原因で働けなくなった場合に、安心して治療に専念できる環境を整える一助として、最長60才まで収入の補償が得られる「GLTD制度」を2018年に導入しました。

収入に連動した補償が受けられる「GLTD制度」と、親が所定の要介護状態になった場合に一時金を受け取れる「親介護一時金特約」を取り入れたことで、一人ひとりのライフステージに適したプランを選択できます。(特約は「GLTD制度」に加入時に付帯できます)

制度内容をご確認いただき、ご自身と大切なご家族の生活を守るため、ご検討ください。

人事部長 高橋 一郎

! 病気やケガは突然やってきます!



GLTD制度に加入することで...

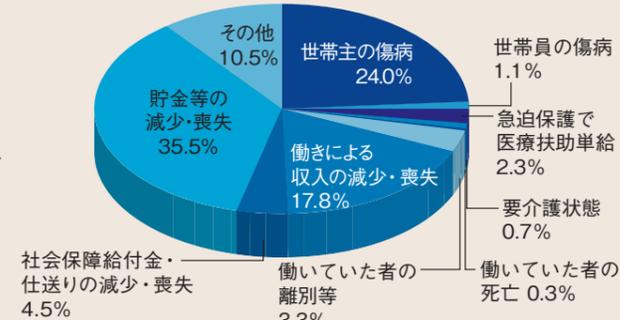


病気やケガにより長期間働くことが出来なくなった場合、最長60才まで収入を補償します。安心して業務に励んでいただくために、GLTD制度がみなさまをサポートします。

世帯主の死亡と比較して、世帯主の傷病が生活保護の原因!

日本における生活保護の開始理由を示しています。世帯主が死亡した場合と比較して、世帯主の傷病による生活苦がいくかに多いかがわかります。たとえば住宅ローンを考えてみたときに、死亡した場合には団体信用生命保険が支払われ住宅ローンは完済されます。そのほかにも会社からの弔慰金等、個人で加入している生命保険等が支払われ金銭的な面では遺族の生活は安定する傾向があります。しかし長期間就業ができなくなった場合には、給与・ボーナスがなくなり収入が減少する中で、通常的生活費に加えて長期の療養費用など出費がかさみます。このように死亡の場合と比較して、長期間の就業障害状態の場合の保障制度が充分ではないため、生活保護が必要な状態を引き起こしています。

GLTD制度は、これまでの保険制度では十分に補償されなかった、病気やケガで長期間仕事ができない期間の収入の補償を行う制度です。

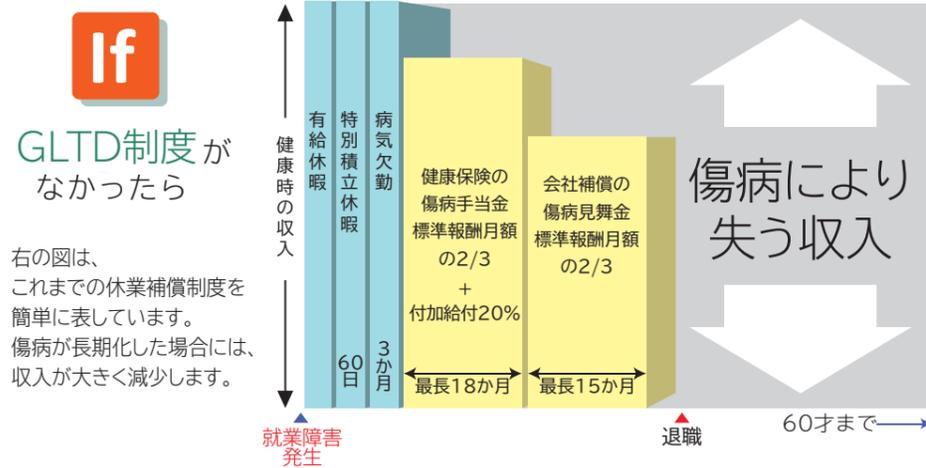


出典: 「政府統計の総合窓口 平成28年度被保護者調査」(厚生労働省)より作成

GLTD制度の内容については、次のページをご覧ください。

GLTD制度 傷病による長期療養時の収入補償制度

※GLTD制度：英語のGroup Long Term Disabilityの頭文字をとったもので長期間仕事ができない状態という意味です。



If
GLTD制度が
なかったら

右の図は、
これまでの休業補償制度を
簡単に表しています。
傷病が長期化した場合には、
収入が大きく減少します。

休業補償制度の流れ

- ① 傷病により会社を休職する場合、有給休暇と特別積立休暇と病欠欠勤を消化
- ② 健康保険から傷病手当金+付加給付が最長で18か月間給付
- ③ 会社補償として傷病見舞金が最長で15か月給付

(注) 有給休暇・特別積立休暇・病欠欠勤・会社補償の傷病見舞金等の休業制度は、所属している会社の各規程、各自の職制・勤続年数等により変わります。

こんなとき、**GLTD制度** が必要です！

Dさんの家の家計簿

月々の支払		ボーナス時の支払	
家賃	100,000円	自動車ローン	150,000円
光熱費	20,000円	家計への補助	100,000円
自動車ローン	15,000円	合計	250,000円
駐車場	10,000円		
健康保険	15,000円		
厚生年金	30,000円		
生命保険	30,000円		
子供の教育費	30,000円		
食事・生活費	30,000円		
合計	280,000円		

*この家計簿は一例であり、
家族構成、世帯収入により
金額は異なります。

私たちは1か月生活するのに、
いったいどれくらいの収入が必要でしょうか。

仮に傷病が原因で働けなくなり収入が無くなったとしても、家賃（住宅ローン）、子供の教育費、税金、食費、などさまざまな支出は免除されません。また、社会保険（健康保険・厚生年金など）の保険料や、生命保険の掛金も払い続ける必要があります。
このように、会社からの収入が無くなったとしても、私たちの毎日の生活に必要な出費はほとんど変わらないことがわかります。

「GLTD制度」の特長

1 保険金は非課税

保険金は非課税です。所得税および住民税の対象となりません。

2 最長60才まで補償

病気やケガによる就業障害で、連続して休みはじめた日から免責期間を超えても、仕事ができない状態が続いている場合に、補償を行います。傷病が回復し職場に復帰できるようになるまでの期間、最長で60才まで収入を補償します。

3 復職後の保険金の受取り

復職後も障害が残って以前と同じように仕事ができない、また治療を継続しながら職場に復帰しているなど、就業障害発生前に比べ収入が20%超減少している場合に、保険金はその減少割合に応じて継続して（最長60才まで）支払われます。

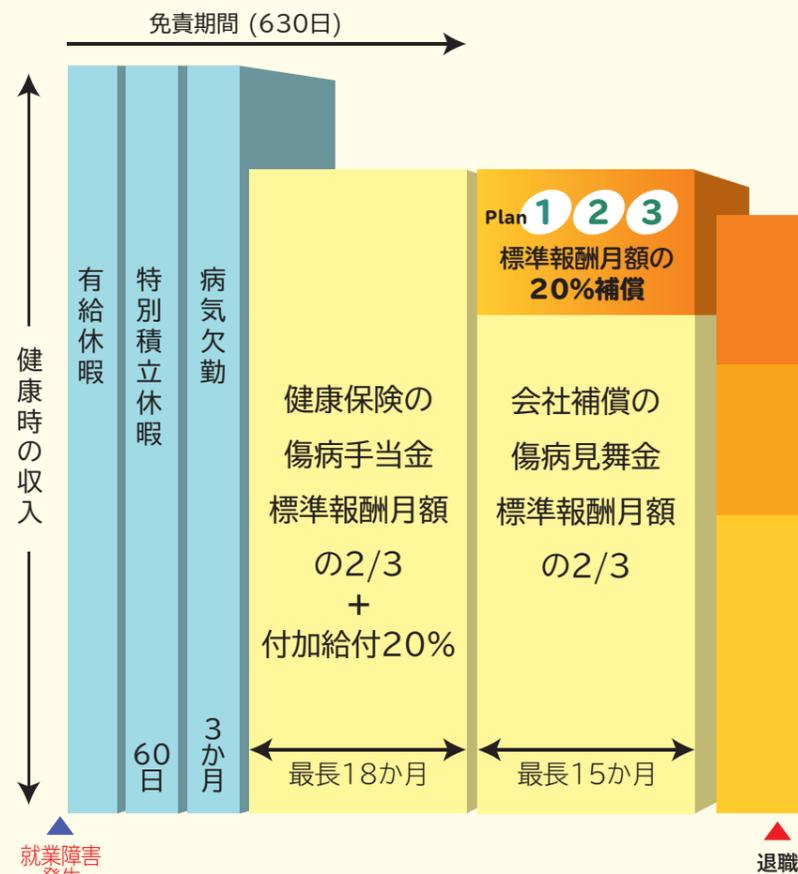
4 退職後の保険金の受取り

傷病が原因でやむを得ず会社を退職する場合でも、保険金のお支払い条件が満たされるかぎり継続して保険金をお支払いします。

5 独自の福利厚生制度

団体割引が適用されるため、割安な保険料でご加入いただけます。

GLTD制度に加入されると こう変わります！



傷病により休職が長期化し、免責期間を超えてもまだ仕事に復帰できない状態の場合に、保険金が支払われます。
Plan3に加入されると最大で**標準報酬月額の80%が最長60才まで**補償されます。

プランは次の3種類

あなたとご家族が1か月生活するために必要な収入に合わせてプランをお選びください。

Plan 3 標準報酬月額の80%補償プラン

Plan 2 標準報酬月額の60%補償プラン

Plan 1 標準報酬月額の40%補償プラン

〈GLTD制度イメージ図〉

〈補償額の例〉

(標準報酬月額40万円、所得喪失率100%、
公的給付を受給していない場合)

保険料は年齢・性別・標準報酬月額等
により変わります。同封の「月額保険料
のご案内」をご確認ください。

Plan 3
受取れる
補償額 **32万円**

Plan 2
受取れる
補償額 **24万円**

Plan 1
受取れる
補償額 **16万円**

(注) 有給休暇・特別積立休暇・病欠欠勤・会社補償の傷病見舞金等の休業制度は、所属している会社の各規程、各自の職制・勤続年数等により変わります。

*てん補期間は60才に達した日の属する月末までとなります。

ただし、免責期間の終了日からてん補期間満了日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間は3年となります。

●「精神障害補償特約」「妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)」「天災危険補償特約」をセットしています。

●精神障害による就業障害の場合、てん補期間は最長2年間となります。

●健康保険の傷病手当金等公的給付(※)を受給している場合保険金は調整して支払われます。

※公的給付とは障害によって「健康保険」「政府労災保険」「厚生年金」等から給付されるものです。

●補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。